

○富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会条例

令和6年6月26日

条例第32号

(設置)

第1条 この条例は、富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号）に基づく安全で安心なまちづくりに関する施策及び富士見市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第31号）に基づく犯罪被害者等の支援を総合的に推進するため、富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 富士見市安全安心なまちづくり防犯条例第8条第3項（同条第5項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、調査審議し、答申すること。
- (2) 富士見市犯罪被害者等支援条例第17条の諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策又は犯罪被害者等の支援に関し、市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 富士見市犯罪被害者等支援条例第2条第7号の関係機関等の職員その他の市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略